

第2部 武蔵野市高齢者保健福祉計画

武蔵野市高齢者保健福祉計画策定にあたって

第2期（平成12年度策定）高齢者保健福祉計画は、平成12年度の介護保険制度導入を契機に福祉サービスの総量の拡大と質の確保を図るため、新たな高齢者保健福祉の各種施策を体系的に整備し、介護保険を包摂する総合的な計画として、平成16年度を最終年度に策定しました。

老人保健制度の改正で、長期療養から在宅に復帰する高齢者の増加が予想されるなどのため、ますます健康増進事業や介護予防事業が大切になるとともに、従来以上に在宅を支える医療と福祉の連携が重視されてきました。

次期計画策定にあたり、高齢者の生活実態を踏まえ、高齢者福祉総合条例の理念を尊重し、住み慣れた地域において誰もが安心していきいきと暮らせるように総合的な施策の展開をめざすとともに、あわせて介護保険事業計画を支援します。

これまでの高齢者保健福祉施策の実績と課題

前計画においては、8つの重点課題を設定して高齢者施策を推進してきましたが、それらの進捗状況は以下の通りです。

1. 介護サービスの充実と介護保険制度へのスムーズな移行

まず日常生活支援事業として、介護保険で自立と判定された高齢者などに対して、要介護状態の予防及び住み慣れた地域での自立した日常生活の支援を総合的に行うため、市の独自施策として、ヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイ及び食事サービスを実施してきました。

また、地域住民等の福祉活動（共助）に対し、市が財政支援や運営支援を行うしくみとしてのテンミリオンハウス事業を展開してきました。現在4か所が開設し、ミニデイサービスやショートステイなど様々なサービスを実施しています。

そして介護保険施設整備として、平成13年4月に特別養護老人ホーム「親の家」（定員：特養40人、ショート8人、デイ35人）の整備を支援し、市民優先利用枠を確保しました。

介護サービスの充実や介護保険制度へのスムーズな移行については概ね達成できたものといえますが、特別養護老人ホームの入所を希望する方が365人（平成13年10月調査）と依然多く、施設ニーズへの対応が課題となっています。

日常生活支援事業の実績	平成 13 年度実績	
	生活支援ヘルパー	延 11,622回
生活支援デイ	延 1,751人	延 2,602回
生活支援ショート	延 21人	延 106回
食事サービス	348人	延 31,708食
ミニデイサービス（4施設）	延利用者数 7,248人	
ショートステイ（1施設）	延利用日数 501日	

2. 利用者の立場に立った福祉制度の構築

介護保険制度の導入により、福祉サービスを選択する時代になったと言われます。このため、福祉サービスの内容がより一層問われています。市では、（財）武蔵野市福祉公社で進めている権利擁護事業を支援するとともに、福祉サービスの質の向上を図り、サービス選択のための情報提供を行うため、サービス評価システムの確立に取り組んできました。

平成 13 年度には、高齢者保健福祉サービス評価システム検討委員会を設置し、サービス評価システムのあり方を検討しました。同委員会の答申に基づき、平成 14 年度からは（社福）武蔵野市民社会福祉協議会が設置する評価機関によるサービス評価事業を支援し、試行評価等に取り組んでいます。また市では、サービス評価の適正な実施を図るため、サービス評価推進委員会を設置しています。

3. 地域生活を総合的に支援する体制の整備

在宅介護支援センターを中核とした支援体制の強化に取り組んできました。具体的には、地域の高齢者の総合相談窓口や居宅介護支援事業者としての業務に加え、民間事業者と連携・育成のための地区別ケース検討会を開催し、総合的な支援体制を強化しています。

在宅介護支援センターのネットワークの完成をめざし、基幹型在宅介護支援センター整備や6番目のセンター整備が課題です。

	平成 13 年度実績 （支援センター 5 か所）
ケアプラン作成数	13,885件
認定調査数	3,197件
実態把握数	18,351件
相談実人数	3,369人

4．健康でいきいきとした生活支援

家族介護の支援事業として、平成 13 年度 4 月より、重度の要介護高齢者を在宅で介護する家族に紙おむつ等を支給してきました。また、ひとり暮らし高齢者などを対象にふとん消毒・乾燥事業を平成 15 年度本格実施を目指し、試行的に開始しました。

高齢者の総合的な健康増進活動を展開するためシニア活力アップ推進委員会を立ち上げましたが、今後同委員会報告書に基づき運動事業の体系化を図るなど具体的な展開を行います。

	平成 13 年度実績
地域健康クラブ	延 29,445 人
不老体操	延 15,690 人

5．社会参加の促進

市の中高齢者の雇用創出事業により、平成 12 年度は 79 人（うち 61 歳以上 14 人）、平成 13 年度は 106 人（うち 61 歳以上 33 人）嘱託職員を雇用しました。シルバー人材センターの活動を支援し、会員数及び契約高は一定の成果がありました。雇用情勢を反映し就業の機会是不十分であり、今後新たな雇用創出の工夫が課題となっています。

	平成 13 年度実績
会員数	1,135 人
契約高	383,941 千円

6．居住継続支援施策、まちづくりの推進

平成 12 年 10 月にスタートしたレモンキャブは、ドア・ツー・ドアの移送サービスとして、高齢者や障害者の通院や買い物などの外出を支援し、順調に運行しています。利用会員数は平成 14 年 7 月末現在、639 人です。

今後の利用会員数や介護タクシーの推移を見ながら増車等の対応が必要になります。

平成 13 年度実績			
運行日数	総利用件数	延べ運行台数	平均利用件数 / 日
350 日	11,733 件	2,119 台	33.5 件

7. 痴呆性高齢者施策の推進

平成 13 年 4 月よりモデル事業として、徘徊症状のみられる痴呆性高齢者に P H S 端末利用の探索機器を貸与する「徘徊高齢者探索サービス」を開始し、高齢者の安全を確保し、家族の介護負担の軽減を図っています。

痴呆予防教室モデル事業を実施しましたが、予防事業の新たな展開を図るとともに、痴呆性高齢者グループホームの整備など、今後高齢化の進行とともに増加が予想される痴呆性高齢者の在宅生活を支えるために本格的な取り組みが課題になっています。

徘徊高齢者探索サービス	平成 13 年度実績
設置件数（3 月末）	15 件

8. 見直しが必要な高齢者施策

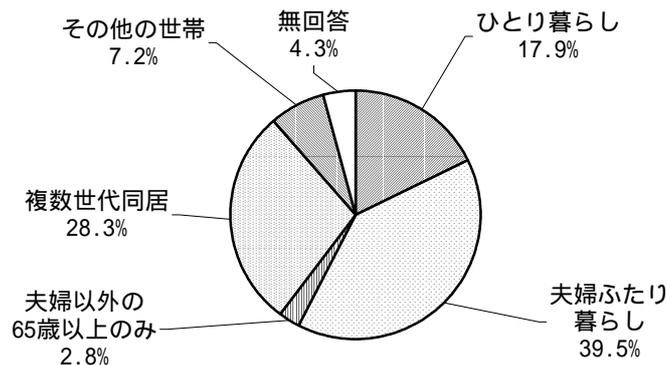
敬老事業の見直しを行い、平成 12 年度から敬老金を廃止しました。このことにより、新たに世代間交流事業として、境南小学校で余裕教室を活用した「ふれあいサロン」や、中学生が講師助手として活躍する「高齢者パソコン教室」を開催しています。

平成 13 年度実績				
ふれあいサロン			高齢者パソコン教室	
講座数	受講者数	実施回数	講座数 (協力中学校数)	受講者数
4	81 人	55 回	3	90 人

高齢者の実態

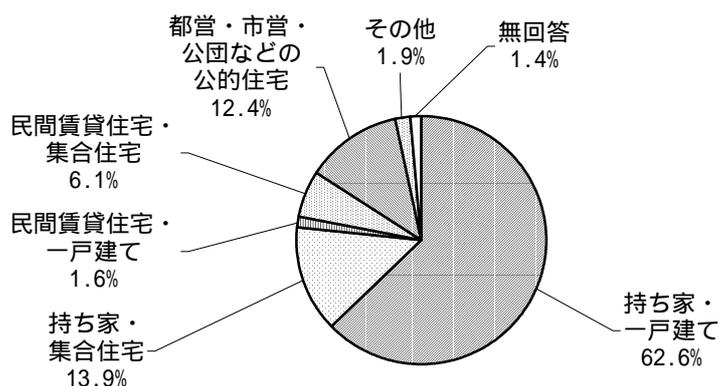
1. 世帯の状況

家族構成は、「夫婦ふたり暮らし」が39.5%と最も多く、「複数世代同居」の28.3%がそれに続いています。なお、「ひとり暮らし」は17.9%を占めています。



2. 住居の状況

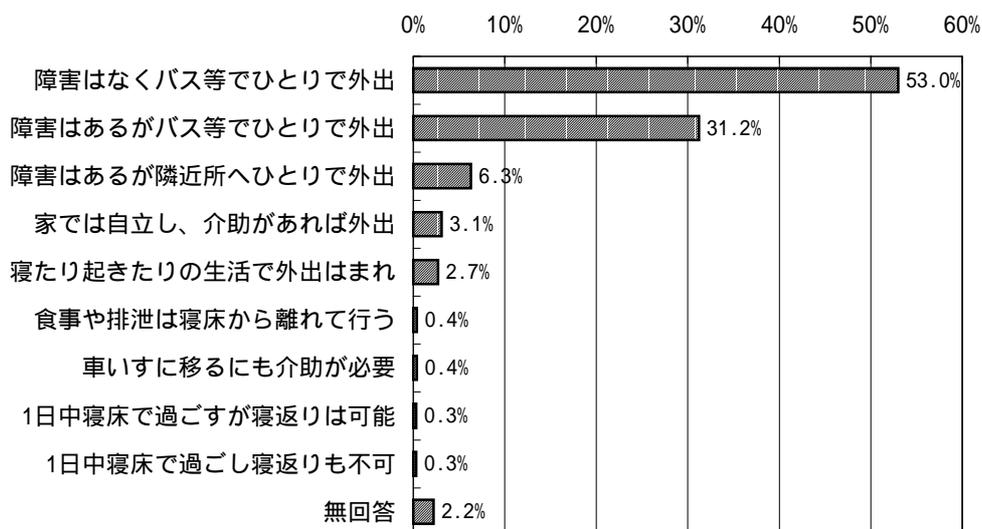
一戸建ての持ち家に住む割合は62.6%、マンションなどの集合住宅をもち家とする割合は13.9%、都営・市営・公団などの公的住宅に住む割合は12.4%でした。また民間賃貸住居（一戸建て・集合住宅）に住む回答者は1割弱でした



3. 健康の状態

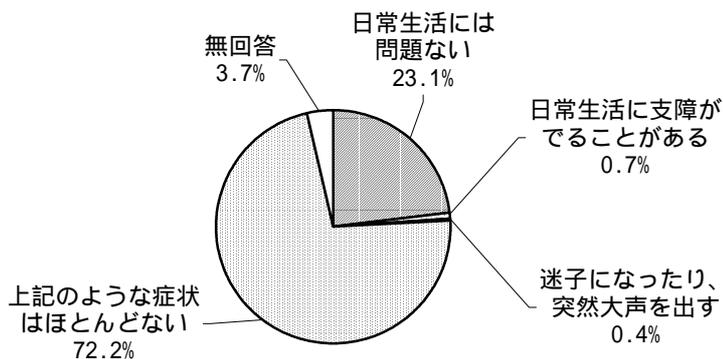
(1) 身体状況

半数を超える 53.0%の回答者が「たいした病気や障害もなく、バスや電車などを利用してひとりで外出している」とし、「何らかの病気や障害はあるが、バスや電車などを利用してひとりで外出している」割合も 31.2%となっています。



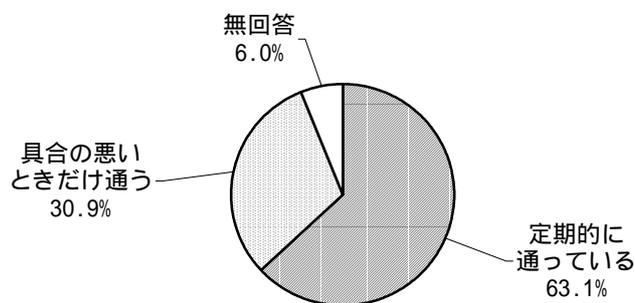
(2) 意思疎通の状況

72.2%が、物忘れなどもほとんどなく意思疎通に問題はないと回答し、「時々ひどい物忘れなどもあるが、日常生活には特に問題はない」とした 23.1%を合わせると、日常生活に問題のない回答者がほとんどでした。



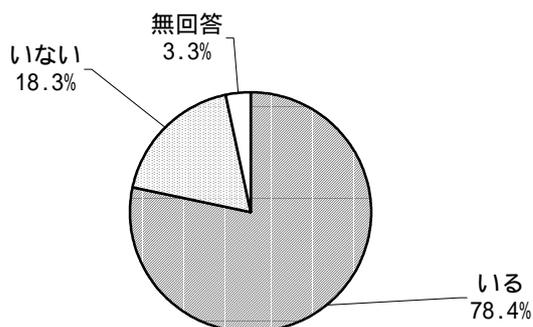
（３）通院状況

病院・医院へ「定期的に通っている」とした回答者は 63.1%、「具合の悪い時だけ通う」は 30.9%でした。

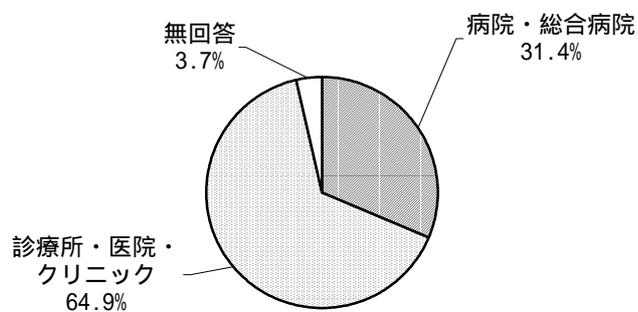


（４）かかりつけ医の有無と属性

普段から治療を受けたり、日常の健康についての相談・指導を受けることができるかかりつけの医師が「いる」という回答者は 78.4%、「いない」は 18.3%でした。

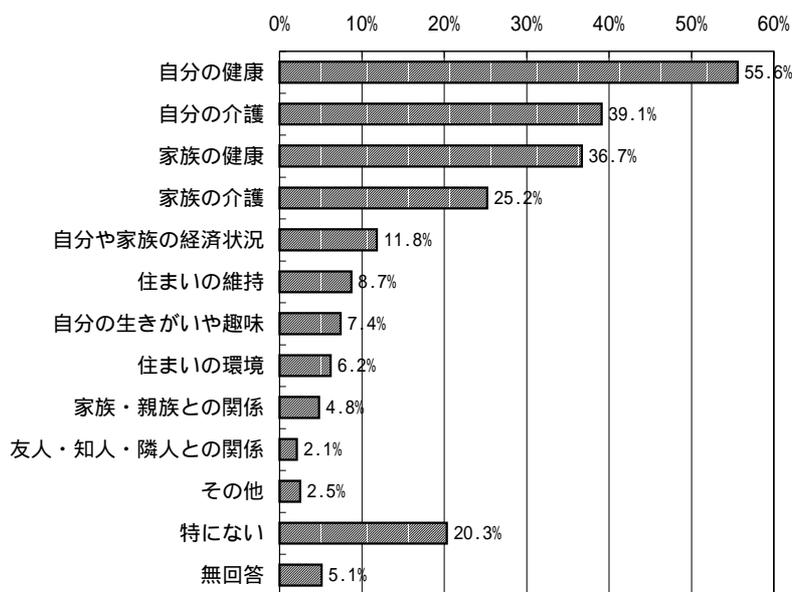


また、かかりつけ医が「いる」場合、最も関わりの深いかかりつけ医が所属する医療機関の種類は、「診療所・医院・クリニック」が 64.9%、「病院・総合病院」が 31.4%でした。

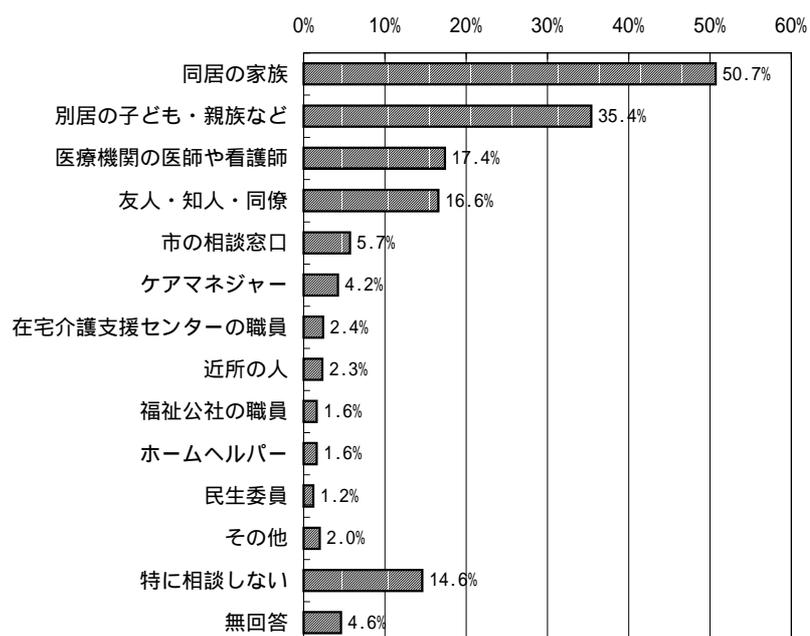


4 . 悩みや心配事の種類と相談相手

現在の悩みや心配事について複数回答で尋ねたところ、「自分の健康」という答えが55.6%と最も多く、以下、「自分の介護」が39.1%、「家族の健康」が36.7%、「家族の介護」が25.2%と、健康・介護関係が上位4項目を占めました。特に悩みがないという回答は20.3%でした。



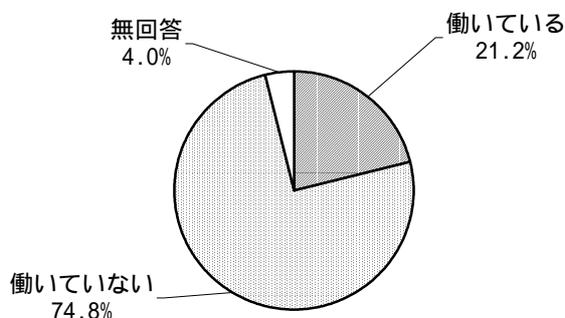
悩みや心配事があるとした回答者に相談相手を尋ねたところ、「同居の家族」が約半数と最も多く、次いで「別居の子ども・親族など」が35.4%でした。さらに「医療機関の医師や看護師」17.4%、「友人・知人・同僚」16.6%となっています。



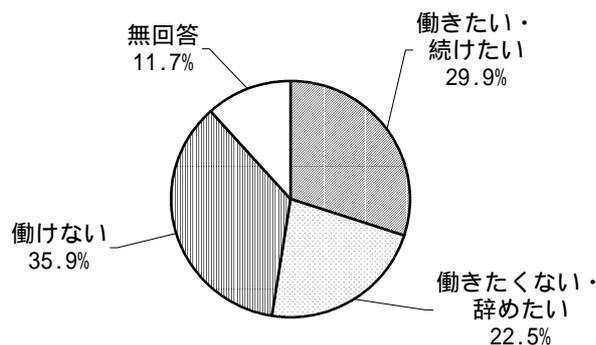
5 . 就業・社会参加の状況

(1) 就労状況と就労意欲

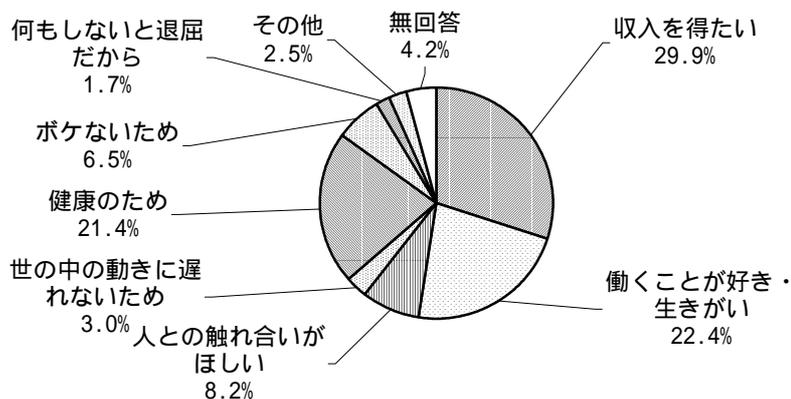
現在「働いている」と答えたのは21.2%、「働いていない」は74.8%でした。



また、就労意欲については、「働きたい(続けたい)」という回答が29.9%、「働きたくない(辞めたい)」が22.5%、「働けない」が35.9%を占めました。

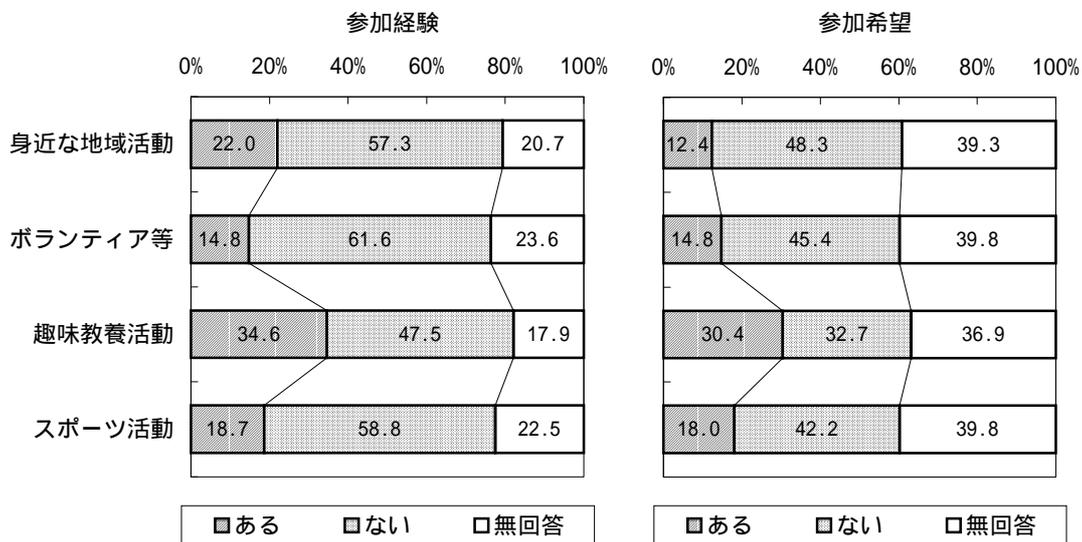


さらに、「働きたい(続けたい)」とした回答者の就労希望理由としては、「収入を得たいから」の29.9%、「働くことが好きだから/生き甲斐だから」の22.4%、「健康のため」の21.4%が上位三項目でした。



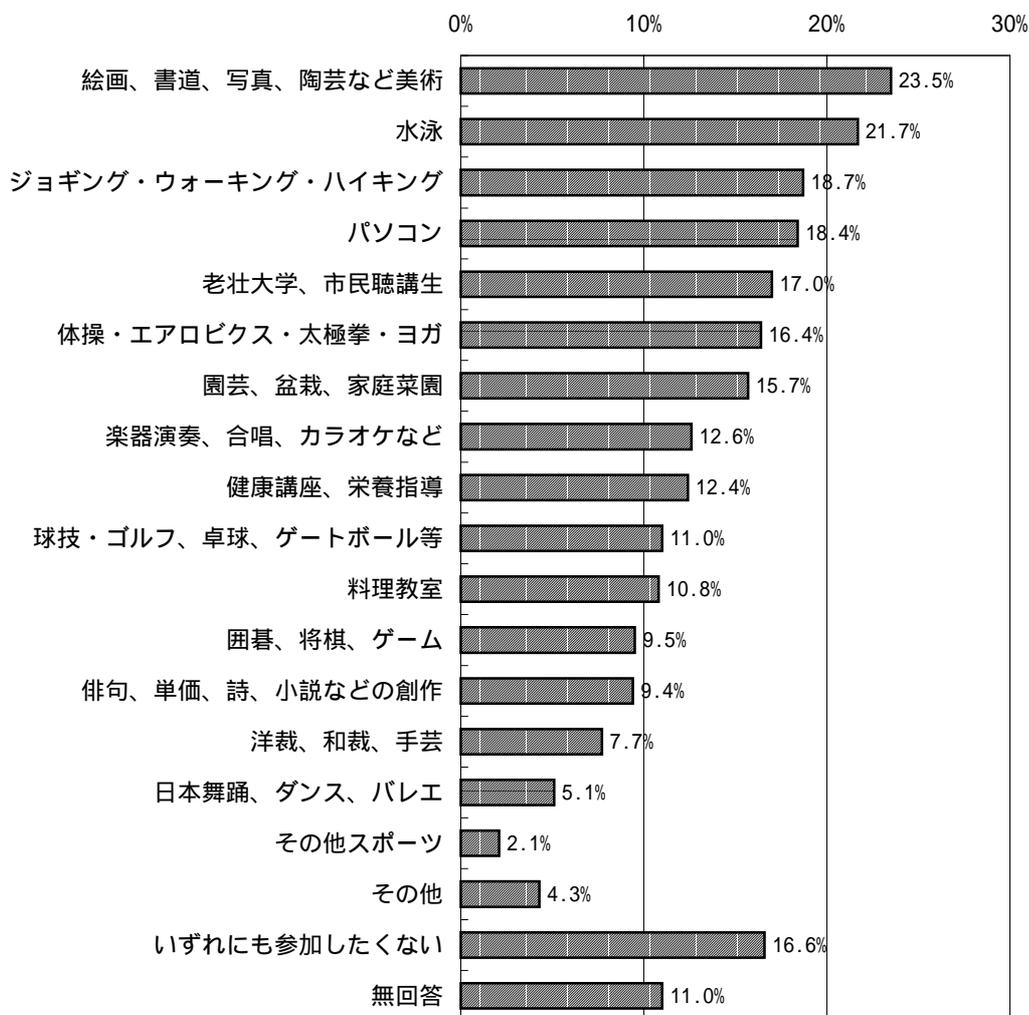
（２）社会参加活動への参加経験と参加希望

社会参加活動への参加経験・参加希望は、「趣味・教養・学習活動」が経験、希望とも 3 割を超えて最も高くなっています。老人クラブや PTA などの「身近な地域での各種活動」は、経験は 22.0% ありましたが希望は 12.4% に留まりました。



（３）参加を希望する活動

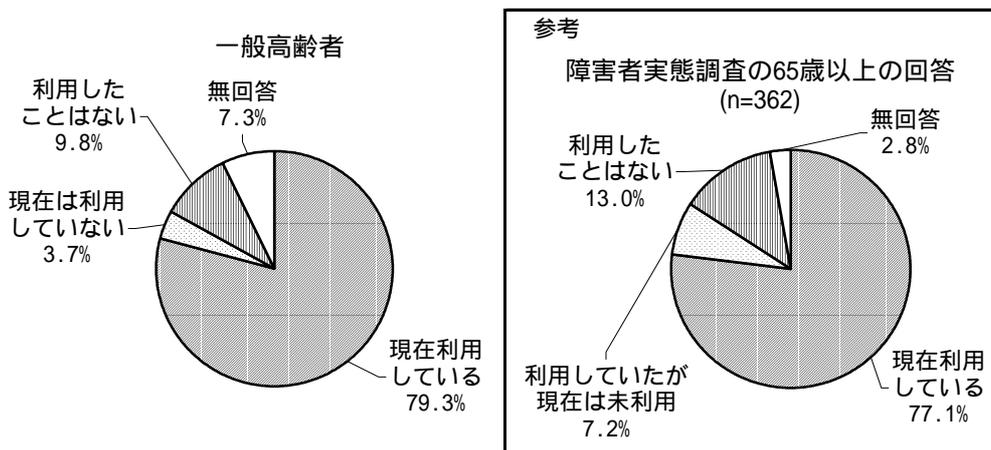
参加を希望する具体的な活動としては、「絵画、書道、写真、陶芸など美術」を 23.5% の回答者が挙げており、以下、「水泳」21.7%、「ジョギング、ウォーキング、ハイキング」18.7%、「パソコン」18.4%と続いています。なお、「いずれにも参加したくない」とした回答者は 16.6% でした。



6. 介護保険サービスの利用について

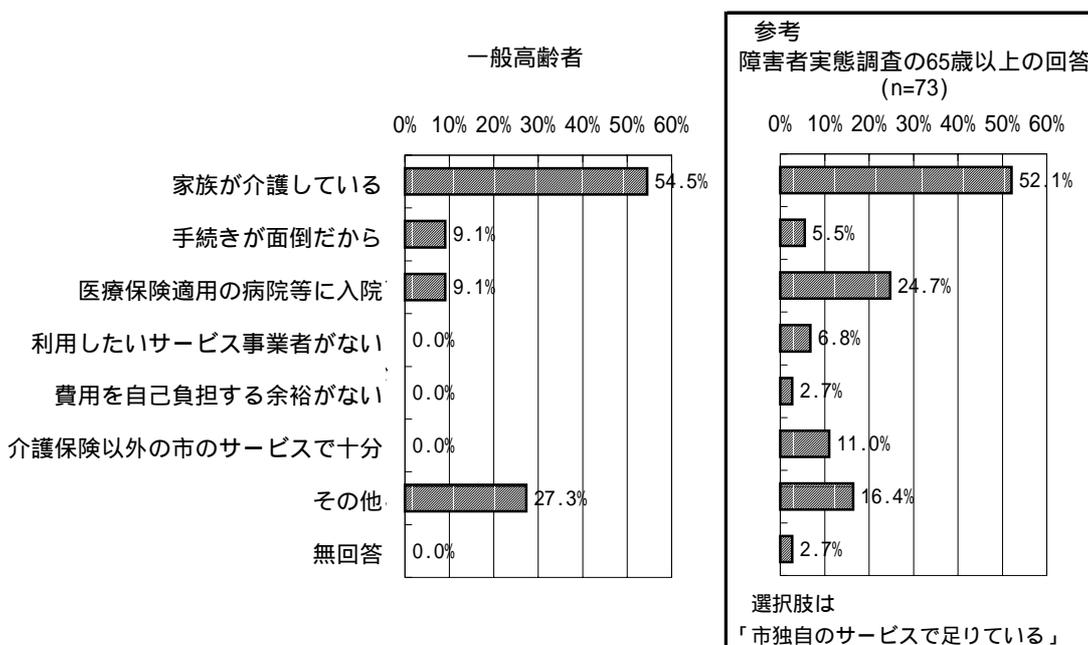
(1) 介護保険サービスの利用状況

要支援～要介護5の判定を受けたことがある回答者のうち、介護保険サービスを「現在利用している」人は79.3%、「利用していたが現在は利用していない」は3.7%でした。「利用したことはない」とした回答者も1割近くありました。



(2) 介護保険サービスを未利用の理由

介護保険サービスを現在利用していない11人の回答者のうち半数超の6人は、その理由として「家族が介護しているのでサービスを利用する必要がないから」を挙げています。



武蔵野市のめざす高齢者保健福祉施策

1. 基本理念

一人ひとりの高齢者が個人としての尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしく自立して生きることを支援する『自立支援・促進型福祉』を推進していくために、武蔵野市のすべての高齢者への保健・福祉に関する施策のあり方について、基本的な理念として次の4点を掲げます。

高齢者の個人としての尊厳を尊重する福祉施策を展開します。

高齢者が、地域社会で応分の役割を担い、健康で生きがいのある豊かな生活を謳歌でき、長寿を喜べる社会を展望します。

地域福祉の充実を目指し、高齢者の多様性を前提とした、主体的な社会参加と自己実現を支援します。

良福祉中負担による自助、共助、公助の役割分担を踏まえたバランスある福祉施策を展開します。

2. 重点施策と主な取り組み

(1) 保健・医療・福祉の連携による介護予防施策の展開

～健康でいきいきとした生活を送るために～

健康長寿を実現できるよう、また、介護保険事業特別会計の健全化を図るため、一次予防を重視し、保健・医療・福祉の連携により、転倒事故防止や痴呆、閉じこもりなどの介護予防施策を展開します。

【主な取り組み】

老人保健事業の推進

かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進

健康管理システムの構築

「健康日本21」の推進

(2) 社会参加の促進・生きがい活動の推進

～社会参加、生きがい活動を推進するために～

高齢者の積極的な社会参加としての就業を支援するとともに、高齢者が培ってきた知識経験を生かして自己実現が図れる機会の提供、学習など趣味活動などの社会参加促進・生きがい増進施策を充実します。

【主な取り組み】

学習・趣味・スポ-ツ活動の充実

世代間交流の促進

就労の支援

老人クラブ・自主活動の促進

（３）多様な居住施策の推進 ～住み慣れた地域で住み続けるために～

住み慣れた町でいつまでも暮らし続けられるよう、在宅生活の基盤である住まいについて、高齢者の身体状況の変化に対応した多様な住まいの施策を展開します。

【主な取り組み】

- ケア付住宅など多様な共同住宅の整備
- 老朽化した施設のあり方の検討
- 住宅マスタープランの推進

（４）見守りネットワークシステムの構築 ～安全で安心して生活するために～

高齢者が地域で安全に安心して生活ができるよう、従来の日常生活支援事業や介護予防施策の推進を図るとともに、様々な社会資源と連携し、一人暮らし高齢者や痴呆性高齢者の見守りネットワークシステムの構築を検討します。

また、要介護者の介護者の精神的・身体的負担の軽減施策を実施します。

【主な取り組み】

- 日常生活支援事業の推進
- 在宅介護支援センターの機能強化
- テンミリオンハウス事業の拡充
- 移送サービス（レモンキャブ）事業の拡充
- 安全安心のネットワークシステムの構築
- 家族等介護者の精神的・身体的負担の軽減策の充実
- 虐待・介護放棄・痴呆等契約になじみにくい高齢者への支援

（５）痴呆性高齢者施策の充実 ～痴呆性高齢者を地域で支えるために～

痴呆性高齢者の発現予防を図るとともに、痴呆性高齢者およびその家族が安心して地域で生活できる施策を展開します。

【主な取り組み】

- | | |
|---------|------------------|
| 予防事業の展開 | 痴呆性高齢者グループホームの整備 |
| 介護者への支援 | 地域の見守りネットワークの構築 |

（６）利用者の保護とサービスの質の保持

～利用者立場に立った福祉制度の確立～

介護保険制度化におけるサービスの質の向上と利用者が主体的に選択できる仕組みの確立、痴呆性高齢者など契約締結になじみにくい高齢者の権利擁護や苦情相談の拡充を図ります。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------|-----------|
| サービス評価の確立 | 権利擁護事業の充実 |
| 苦情解決システムの整備 | |

（ 7 ） 基盤の整備～地域の福祉力の向上のために～

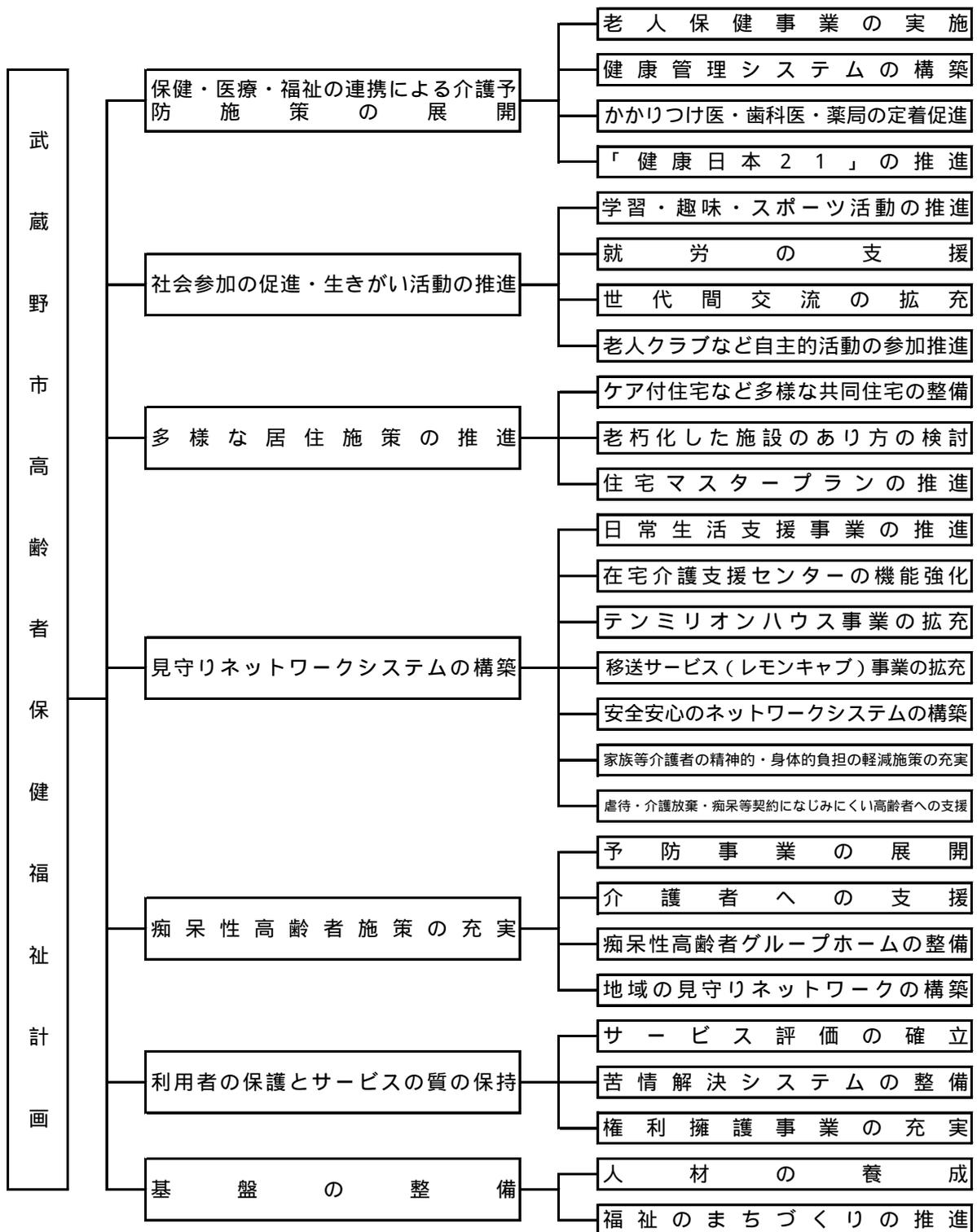
質の高い介護サービスを支える専門的な人材の確保と質の向上を図ります。また地域福祉を支える市民参加を促進し、本市の特長である福祉の土壌をより豊かにし、重層的な施策を展開します。あわせて、建物・道路などのバリアフリー化や外出支援サービスを充実します。

【主な取り組み】

人材の育成

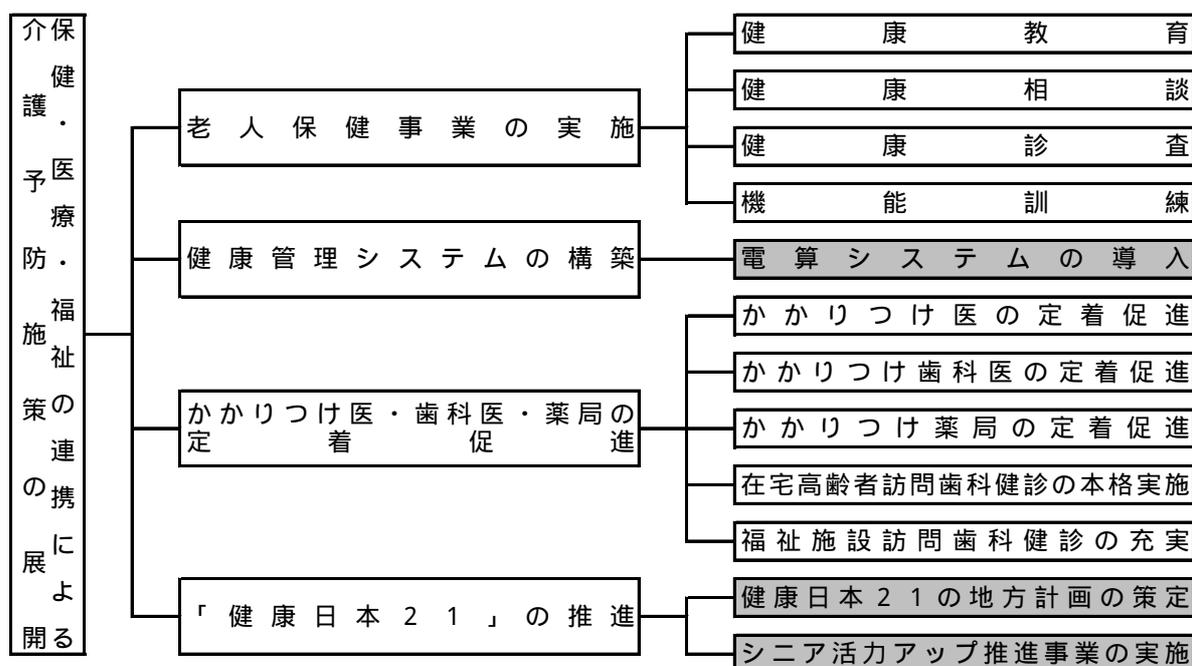
福祉のまちづくりの推進

武蔵野市高齢者保健福祉計画の体系



個別施策の展開

1. 保健・医療・福祉の連携による介護予防施策の展開 ～健康でいきいきとした生活を送るために～



網掛は新規事業
下線は前回より訂正部分

(1) 老人保健事業の充実

高齢者自らが健康状態を適確に把握し、健康を維持・改善していくことができるよう、保健事業の充実を図ります。

個別施策	説明
健康教育	肥満、糖尿病、高脂血症等の個別健康教育並びに生活習慣病予防を重視した健康教育及び講座の充実を図る。
健康相談	生活習慣病予防を重点とした相談の他、介護家族向けの健康相談の充実を図る。
健康診査	受診しやすい健診システム並びに健診内容の見直しを検討する。
機能訓練	介護保険対象外の人の二次予防のための訓練を中心に実施する。

（２）健康管理システムの構築

高齢者の健康の維持・増進を図るため、基本健康診査情報等の維持管理を行う健康情報管理システムを構築します。

個別施策	説明
電算システムの導入	各種の健康情報を管理するための電算システムを導入し、老人保健事業の効果的な事業展開を図る。

（３）かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進

高齢者の健康管理を身近な地域で行うことができるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局など、医療機関、薬局との日常的な関係づくりを促進します。

個別施策	説明
かかりつけ医の定着促進	かかりつけ医の定着促進のため、転入して来る住民に対する普及・啓発を行う。
かかりつけ歯科医の定着促進	かかりつけ歯科医の定着促進のため、歯科保健医療サービスシステムの推進を図る。
かかりつけ薬局の定着促進	薬局で月２回実施している、薬の無料相談を定着させ、かかりつけ薬局の普及、啓発を行う。
在宅高齢者訪問歯科健診の本格実施	自宅で生活している寝たきりや痴呆性の高齢者に対する訪問歯科健診事業の普及を行い、本格的な実施に取り組む。
福祉施設訪問歯科健診の充実	特別養護老人ホームやデイサービスセンターで実施している訪問歯科健診の充実を図るとともに、口腔ケアの指導・相談事業の実施を検討する。

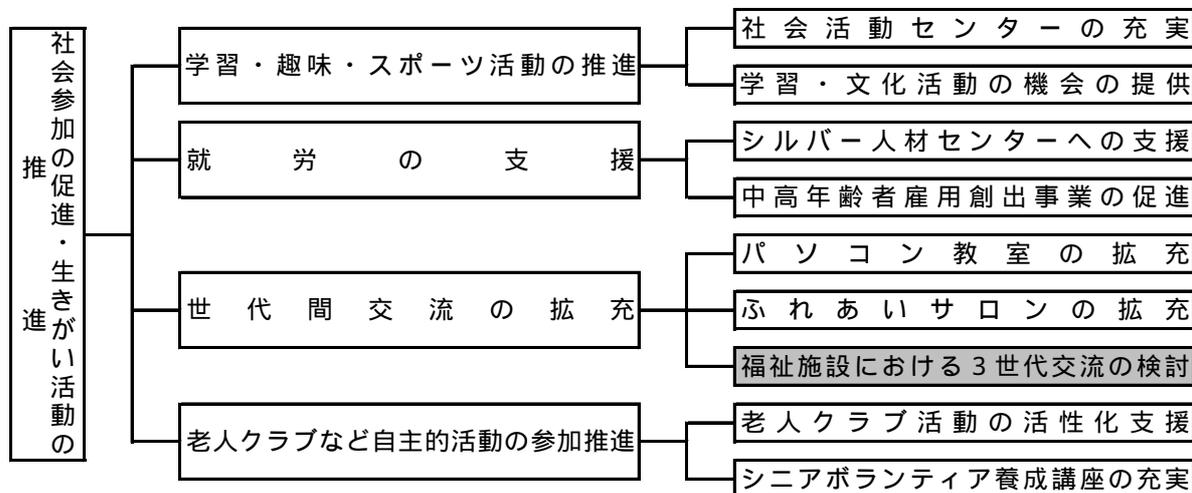
（４）「健康日本２１」の推進

高齢者の生活習慣病を予防し、健康の維持・増進を計画的に推進し、健康で活力のある地域づくりを進めます。

個別施策	説明
健康日本２１の地方計画の策定	生活習慣病予防や健康づくり運動の推進方策を示す「健康日本２１」に対応する市の計画策定に着手する。
シニア活力アップ推進事業の実施	地域健康クラブなどの運動に関する既存事業の効果的な展開を図ると共に、新たな健康づくりのための運動プログラムを実施する。あわせて多くの参加者につながる総合的な健康づくりのしくみを構築し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

2. 社会参加の促進・生きがい活動の推進

～社会参加、生きがい活動を推進するために～



網掛は新規事業
訂正・下線は前回より訂正部分

(1) 学習・趣味・スポーツ活動の推進

高齢者の多様な社会参加、生きがいづくりの場として、学習・趣味・スポーツ活動の推進を図ります。

個別施策	説明
社会活動センターの充実	従来の多様な活動などに加えて、在宅要介護高齢者に対する趣味・文化活動等を支援し、生きがい増進を図る。定年世代の円滑な社会活動・地域活動への参加促進を図るための支援方法を検討する。 ボランティア活動等の社会的な活動への参加につながるマンパワー養成講座を検討する。 高齢者が自立して尊厳を持って暮らしていくために、 <u>高齢者を取り巻くさまざまな問題（家族問題、遺産相続、財産管理等）</u> に関する講座、シンポジウム等の開催を検討する。
学習・文化活動の機会の提供	老壮大学・五大学共同講座などの自主的学習機会の提供。 文化事業団等の文化活動の充実支援。

（２）就労の支援

高齢者の知識・能力を活かし、自らの役割をもって暮らしつづけるために、高齢者の就労に対する支援を推進します。

個別施策	説明
シルバー人材センターへの支援	高齢者就業の拡充を図るため、シルバー人材センターの中長期計画を尊重し、運営費助成や日常生活支援事業委託などの支援を行う。
中高年齢者雇用創出事業の促進	中高年齢者の雇用創出を促進する。

（３）世代間交流の拡充

高齢者と若い世代との交流を拡充することにより、世代間の相互理解を進め、世代を超えて共に暮らしていける地域づくりを推進します。

個別施策	説明
パソコン教室の拡充	高齢者の要望の高いパソコン教室を老人クラブ連合会及び市内中学校の協力を得て実施し、同時に高齢者と生徒との相互理解を深める等、拡充する。
ふれあいサロンの拡充	境南小学校ふれあいサロンの活動が地域の自主的活動として定着し、さらに社会的な役割を持つ事業になるよう支援すると共に、他地域での実施について検討する。
福祉施設における三世代交流の検討	デイサービスセンター等の高齢者福祉施設の活用を図り、乳幼児を持つ親子の活動場所の提供と施設利用高齢者とのふれあいの機会を作り、三世代交流の実現を検討する。

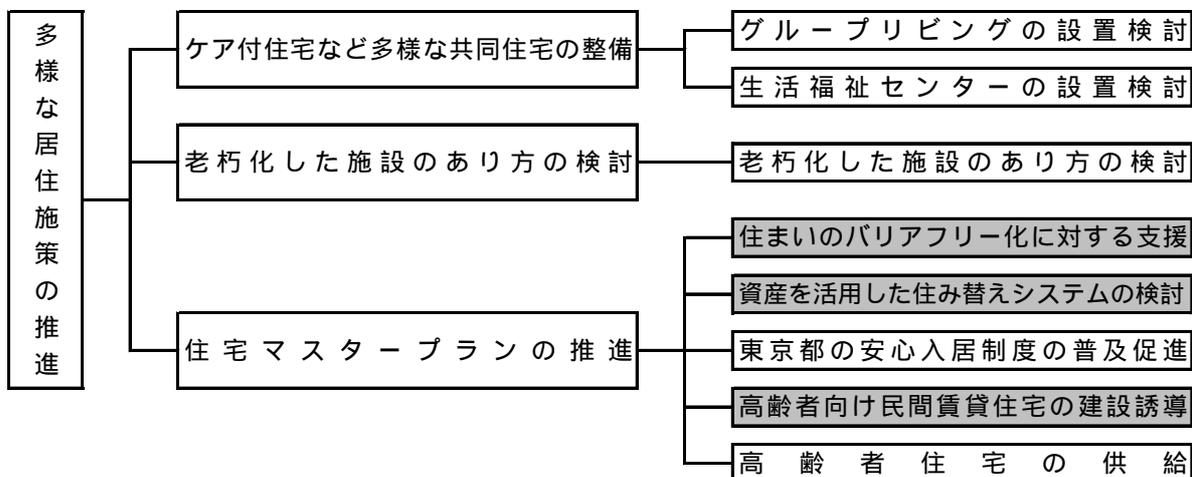
（４）老人クラブなど自主的活動の参加促進

高齢者の自主的な活動の場である老人クラブやボランティア活動への参加を促進します。

個別施策	説明
老人クラブ活動の活性化支援	老人クラブへの助成、高齢者による自主的活動を促進するシルバーシティプラン推進事業を実施する。
シニアボランティア養成講座の充実	ボランティアセンターや社会活動センター等が取り組む養成講座の充実を図る

3. 多様な居住施策の推進

～ 住み慣れた地域で住み続けるために～



網掛は新規事業
下線は前回より訂正部分

(1) ケア付住宅など多様な生活の場の整備

高齢者の住まいのあり方のひとつとして、共同生活や共同住宅の整備を検討します。

個別施策	説明
グループリビングの設置検討	同じような生活スタイルの高齢者が共同生活を通じ、支えあいながら生活できる場の設置を検討する。
生活福祉センターの設置検討	デイサービスセンターとの併設又は連携による低所得者向け共同住宅の設置を検討する。

(2) 老朽化した施設のあり方の検討

快適な生活環境を確保するため、建て替えも含め今後のあり方を検討します。

個別施策	説明
老朽化した施設のあり方検討	老朽化が著しい軽費老人ホームB型くぬぎ園について、全面的な建て替えを視野に入れ新たな施設のあり方について検討する。

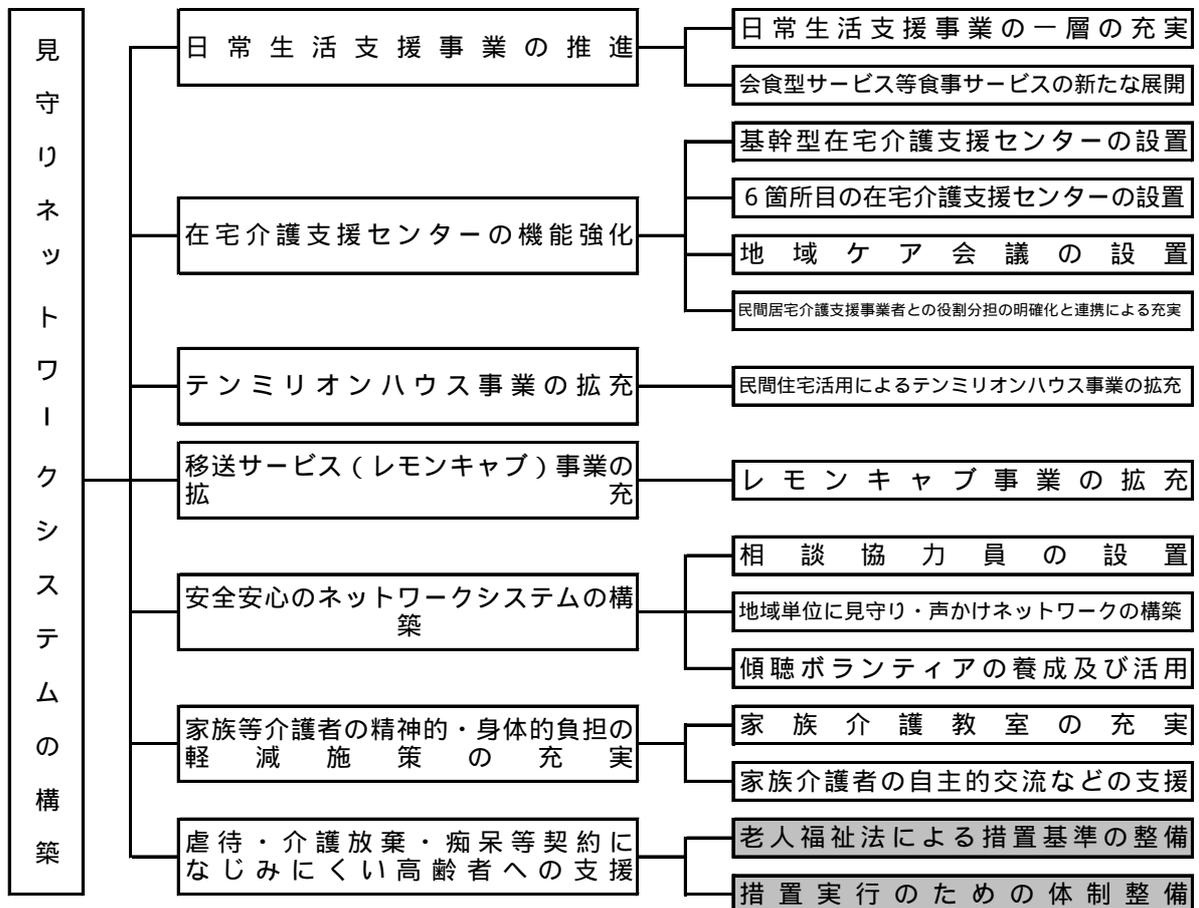
（３）住宅マスタープランの推進

武蔵野市第二次住宅マスタープラン(2001年～2010年)に基づき、高齢者の住居の確保、居住支援のための施策を推進します。

個別施策	説明
住まいのバリアフリー化に対する支援	補助器具センター活動を踏まえ、さらに建築や福祉・医療などに関わる専門家を含めた相談体制を築き、住宅改造の方法、助成制度を活用した資金の確保等について助言する。
資産を活用した住み替えシステムの検討	福祉公社のリバースモーゲージ制度を検証すると共に、不動産資産を活用して、持家住居の高齢者等が住み慣れた地域で適切な住宅に住み替えられるしくみを検討する。
東京都の安心入居制度の普及促進	高齢者が民間借家に入居しやすくなるよう、東京都等とも連携し、関連業界と協力して制度的なしくみを検討する。
高齢者向け民間賃貸住宅の建設誘導	バリアフリー情報の提供により新設される民間賃貸住宅の高齢者配慮を誘導する。
高齢者住宅の供給	高齢者の居住の安定化を図るため、公営住宅や公団の建て替え事業に併せて、高齢者向け住宅の確保を図る。

4. 見守りネットワークシステムの構築

～安全で安心して生活するために～



網掛は新規事業
訂正・下線は前回より訂正部分

(1) 日常生活支援事業の推進

高齢者の閉じこもり防止や自立生活支援など、介護予防の観点から、日常生活支援事業を積極的に推進します。

個別施策	説明
日常生活支援事業の一層の充実	介護予防の観点から、介護保険サービスとの調整を図りながら日常生活支援事業の一層の充実を図る。
会食型サービス等食事サービスの新たな展開の検討	高齢者の閉じこもり防止や食生活維持のために地域での会食型の食事サービスや、路線商店を利用した食事サービスの提供など、新たな食事サービスの展開を図る。

（２）在宅介護支援センターの機能強化

高齢者及び家族の暮らしを地域で支えていくため、在宅介護支援センターの役割を充実するとともに、介護予防を基本としたサービスの総合調整機能の実現を図ります。

個別施策	説明
基幹型在宅介護支援センターの設置	在宅介護支援センター間の連携の強化及び介護予防・生活支援の総合調整を行うため設置する。
6箇所目の在宅介護支援センターの設置	地域高齢者のサービス充実と地域福祉の拠点の充実を図るため、新たなセンターを設置する。
地域ケア会議の設置	保健・医療や相談協力員などの地域の社会資源を活用し、地域の生活を支えるための介護予防・生活支援サービスの総合調整を図るとともに、介護予防プランの助言・支援を行う。
民間居宅介護支援事業者との役割分担の明確化と連携による充実	民間居宅介護支援事業者との役割分担を明確にする中で、連携を密にしながら在宅介護支援センターが持つケアプラン作成を民間居宅介護支援事業者に移行し、介護支援の困難ケース対応など地域のセーフティネットとしての在宅介護支援センターの役割を充実する。

（３）テンミリオンハウス事業の拡充

高齢者を身近な地域で支える拠点として、テンミリオンハウスの拡充を図ります。

個別施策	説明
民間住宅活用によるテンミリオンハウス事業の拡充	公施設活用型に加え、民間住宅や空き店舗活用型のテンミリオンハウスを整備し、地域住民による共助のしくみに支えられ、高齢者の社会参加・介護予防事業や介護保険の補完的事業等を実施し、多様な高齢者ニーズに対応する。

（４）移送サービス（レモンキャブ）事業の拡充

高齢者がより気軽、便利に外出できるよう、移送サービス事業の拡充を図ります。

個別施策	説明
レモンキャブ事業の拡充	公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者の外出ニーズに対応できるように車両の確保と運行体制を整備し、レモンキャブ事業の拡充を図り、生活の質を向上する。

（５）安全安心のネットワークシステムの構築

高齢者が地域の中で安心して、安全に暮らすことができるよう、高齢者を見守り、支えるためのネットワークを構築します。

個別施策	説明
相談協力員の配置	安心見守りネットワークシステムの中心的な役割を担うため、地域の相談協力員を配置する。
地域単位の見守り・声かけネットワークの構築	地域社協と協働し、見守り・声かけネットワークを構築するとともに、業務を通して地域にかかわりを持つ事業所等の協力を得て、高齢者の異変等を早期に発見し在宅介護支援センターや民生・児童委員等連携するシステムを構築する。
傾聴ボランティアの養成及び活用	高齢者の悩みの相談相手や話し相手として、傾聴ボランティアの養成講座を開催し、高齢者福祉施設などでの活用を検討する。

（６）家族等介護者の精神的・身体的負担の軽減施策の充実

高齢者を介護する者に対する支援施策を実施し、精神的・身体的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活継続を支援します。

個別施策	説明
家族介護教室の充実	デイサービスセンターなどの家族介護者教室を引き続き実施しながら、コミュニティセンター等も利用し、多くの介護者が参加できる教室の充実を図る。
家族介護者の自主的交流などの支援	家族介護者のための交流の機会を作るとともに、家族介護者の自主的交流・組織化についても、自主性を尊重し側面からの支援を行う。

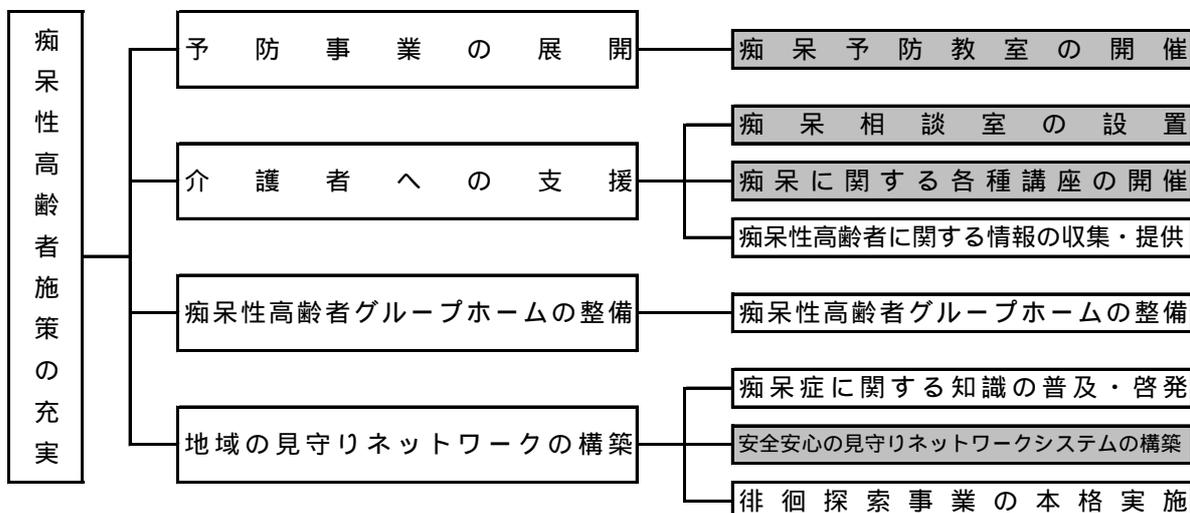
（７）虐待・介護放棄・痴呆等契約になじみにくい高齢者への支援

介護保険制度による契約になじみにくい状況にある高齢者に対する支援策を実施します。

個別施策	説明
老人福祉法による措置基準の整備	契約が困難な高齢者の支援のために、老人福祉法に基づく措置基準の整備を図る。
措置実行のための体制整備	措置により施設を利用しなければならない場合に備え、特別養護老人ホームや老人保健施設、有料老人ホームなどの協力により体制を整備する。

5. 痴呆性高齢者施策の充実

～ 痴呆性高齢者を地域で支えるために～



網掛は新規事業
訂正・下線は前回より訂正部分

（1）予防事業の展開

痴呆症状の緩和・改善を目的とした予防事業の展開を図り、痴呆性高齢者の自立生活を支援します。

個別施策	説明
痴呆予防教室の開催	軽度痴呆性高齢者を対象に痴呆予防教室を開催し、症状の緩和・改善を図り、自立生活を支援する。

（2）介護者への支援

痴呆性高齢者を介護する者を支えていくため、相談、講座、情報提供等を実施します。

個別施策	説明
痴呆相談室の設置	痴呆性高齢者と暮らす家族等の相談事業の展開を図るため、各在宅介護支援センターで、定期的に相談室を設置し、電話や訪問での相談に応じる。
痴呆に関する各種講座の開催	痴呆症の正しい知識や痴呆性高齢者の介護の仕方等、各種講座を開催し、家族介護者への支援を行う。
痴呆性高齢者に関する情報の収集・提供	市内及び各市区・都国等の痴呆性高齢者に関する相談窓口や受入施設等の状況、介護のための情報、医療も含めた最新の研究情報など、痴呆性高齢者に関する情報の収集に努め広く提供する。

（３）痴呆性高齢者グループホームの整備

痴呆性高齢者が地域の中でその人らしい暮らしを続けていく場として、痴呆性高齢者グループホームの整備を促進します。

個別施策	説明
痴呆性高齢者グループホームの整備	民間による整備の支援を行い、市民利用の促進を図ると共に、痴呆性高齢者ケアの質の向上につなげるよう研究する。

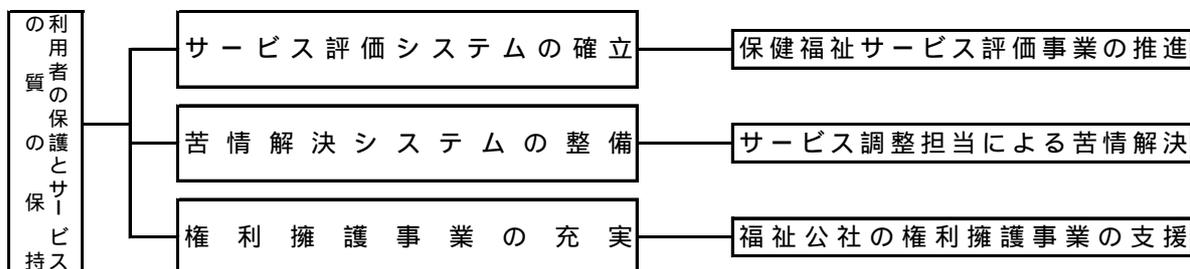
（４）地域の見守りネットワークの構築

痴呆性高齢者を地域で受け入れていくため、見守りのシステムや、環境整備を推進します。

個別施策	説明
痴呆症に関する知識の普及・啓発	痴呆症に対する理解を深めるために、地域社協等と協働し、講演会など各種啓発活動を行う。
安全安心の見守りネットワークシステムの構築	4．安全安心 参照
徘徊探索事業の本格実施	試行事業の検証を行い、適正な利用料を設定して本格実施する。

6. 利用者の保護とサービスの質の保持

～利用者立場に立った福祉制度の確立～



訂正・下線は前回より訂正部分

(1) サービス評価システムの確立

高齢者保健福祉サービス提供事業者の質の向上とともに、利用者のサービス選択のための情報提供を行うため、サービス評価システムの確立を図ります。

個別施策	説明
保健福祉サービス評価事業の推進	市は高齢者福祉総合条例に基づき、推進委員会の設置運営を行い、サービス評価事業の枠組を示し、サービス評価事業の普及・啓発を行う。あわせて市民社会福祉協議会のサービス評価事業に対して必要な支援を行う。

(2) 苦情解決システムの充実

利用者のサービスに対する苦情に適切に対応し、利用者を保護するとともに、サービスの向上を図ります。

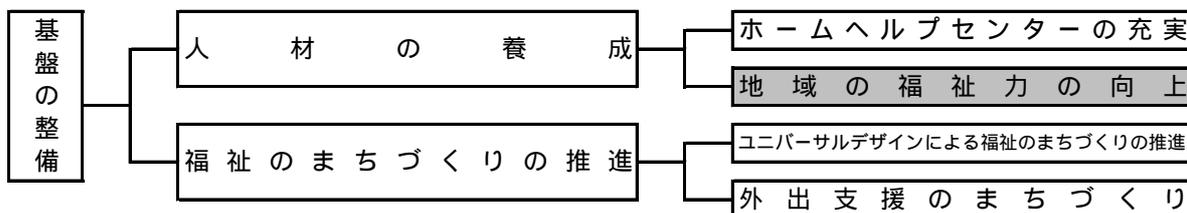
個別施策	説明
サービス調整担当による苦情解決	福祉サービスに関する苦情対応は、在宅介護支援センター会議などと連携を図り、早期の解決を図る。

(3) 権利擁護事業の充実

権利が侵害されるおそれのある高齢者に対して、その権利を守り、また権利の行使を支援します。

個別施策	説明
福祉公社の権利擁護事業の支援	福祉公社が培ってきた金銭管理、財産保全のノウハウを活かした権利擁護事業は、法定・任意後見制度の前段階をなす利用者保護の総合的な取り組みであり、市は必要な支援を行なう。
権利擁護事業利用者に対する助成制度の検討	福祉公社等が実施する権利擁護事業の利用を促進するため、利用料を助成する制度を検討する。

7. 基盤の整備



網掛は新規事業
下線は前回より訂正部分

(1) 人材の養成と確保

自助・共助・公助のバランスのとれた高齢者福祉施策の推進を図るため、専門性の向上、あるいは地域の多様な人材を養成するための施策を推進します。

個別施策	説明
ホームヘルプセンターの充実	痴呆性高齢者などへのケア技術の向上など、より専門性を高めるため、養成講習・事後研修の充実を図る。
地域の福祉力の向上	テンミリオンハウス事業・レモンキャブ事業、シニア活力アップ推進事業及び安心見守りネットワーク等、また傾聴ボランティアなど、地域の市民との共助により展開されている諸事業の更なる充実に向け、多様な人材の養成に努める。

(2) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が地域で暮らしつづけるために、建物、道路等のバリアフリー化や、交通体系の整備など、福祉の観点からのまちづくりを推進します。

個別施策	説明
ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの推進	東京都まちづくり条例等に基づき建物等のバリアフリー化に取り組む。
外出支援のまちづくり	交通バリアフリー法に伴う基本構想策定と調整しながら、レモンキャブ、リフトタクシーつなぎ、ムーバスなどの外出支援サービスを充実する。

サービス目標値と供給確保策

1. 各サービスの目標値

項 目	平成 13 年度実績 ()は確保数	平成 19 年度目標
在宅介護支援センター	5 か所	6 か所
ホームヘルプサービス (訪問介護)	472,270 時間	1,023,538 時間
ショートステイ (短期入所生活介護 ・短期入所療養介護)	短期入所生活介護 9,401 日(29 人) 短期入所療養介護 4,797 日(55 人)	短期入所生活介護 19,379 日(29 人) 短期入所療養介護 8,621 日(55 人)
デイサービス(通所介護) デイケアサービス(通所リハ)	通所介護 55,196 回 (11 か所・285 人) 通所リハビリ 17,546 回	通所介護 76,419 回 通所リハビリ 20,657 回
訪問看護	16,210 回	29,295 回
訪問入浴介護	8,159 回	14,662 回
訪問リハビリテーション	392 回	540 回
日常生活支援事業 生活支援ヘルパー	25,345 時間	30,500 時間
食事サービス	63,452 食	97,032 食
生活支援デイサービス	1,951 人	1,800 人
生活支援ショートステイ	106 日	100 日
痴呆性高齢者グループホーム	0 箇所	3ヶ所・27 人分
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	442 人分(協定数 370 人)	490 人(420 人)
介護老人保健施設	199 人(協定数 130 人)	229 人(130 人)
療養型病床群	48 人	130 人
高齢者住宅	690 戸	800 戸
軽費老人ホーム(ケアハウス)(再掲)	30 人	100 人
高齢者生活福祉センター(再掲)	0 箇所	40 人
緊急通報システム	74 台	113 台
徘徊探知機	15 台	97 台
健康教育	延 2,276 人	延 3,895 人
健康相談	延 491 人	延 1,152 人
機能訓練	延 2,459 人	延 2,695 人

高齢者住宅は、シルバーピア、公営住宅など的高齢者仕様の住宅、軽費老人ホーム A・B、ケアハウス・生活福祉センターを含む。

2. 各サービスの供給確保策

（1）在宅介護支援センター

より身近な地域で相談・援助が行えるよう、また高齢者の実態把握を通して介護予防・生活支援を行うため在宅介護支援センターを1か所整備します。

（1）日常生活支援事業

1）日常生活支援ヘルパー

介護保険認定の非該当者に対する介護予防として、14年度実績を踏まえシルバー人材センター等高齢者雇用の活用を図りながらサービス提供する。

2）日常生活支援デイサービス

介護保険認定の非該当者に対する介護予防として、14年度実績及びテンミリオンハウス事業の展開を考慮し、デイサービスセンターの活用を図りながらサービスを提供します。

3）日常生活支援ショート

特別養護老人ホームの市民優先ベッドの確保を通して、日常生活支援ショートの利用枠を整備します。

4）食事サービス

現状では供給量は確保されていると考えられます。平成14年度実績を踏まえ、民間事業者活用等による新たな食事サービス事業を実施します。

（2）特別養護老人ホーム

現在市が確保している市民優先ベッド利用のほか、近隣地域において整備する予定の社会福祉法人との連携協力により、50人分の市民優先枠の確保に努めます。

（3）老人保健施設

現状では供給は確保されることが考えられます。今後は、老人保健施設利用の長期化の動向を考慮しつつ、協力関係にある施設の利用率の向上に努めます。

（4）療養型病床群

現状では供給は確保されることが考えられます。今後は、医療機関と連携し、利用の促進を図ります。

（5）痴呆性高齢者グループホーム

事業運営予定者との連携・協力を行い、平成16年度に1ユニットを整備確保します。

（６）ケアハウス

くぬぎ園の老朽化に伴う総合的な見直しと併せて、ケアハウスを含むケア付住宅の整備を検討します。

（７）高齢者生活福祉センター

くぬぎ園の老朽化に伴う総合的な見直しと併せて、生活福祉センターを含むケア付住宅の整備を検討します。

（８）高齢者住宅

緑町都営住宅及び桜堤都市整備公団建替えに併せて、引き続き、東京都及び公団の協力により高齢者向け住宅の確保を図ります。

（９）緊急通報システム

対象者枠の再検討を行い、民間事業者の活用を図りながら実施します。

（１０）徘徊探索システム

徘徊がみられる高齢者の安全を確保するため、新しい技術を取り入れながら、積極的に民間事業者の活用を図ります。

（１１）健康教育

健康診査の結果を生かし、一人一人の実態に合わせた健康教育及び生活習慣改善指導の対象者のニーズに合わせた健康教育の充実を図ります。

（１２）健康相談

健康診査の結果を生かした個別指導相談及び生活習慣改善指導の対象者の健康相談の充実を図ります。

（１３）機能訓練

介護保険非認定者で機能訓練が必要と認められる方を対象とした機能訓練の充実を図ります。

（１４）ホームヘルプサービス

介護保険事業計画３．介護保険事業量の見込み参照

（１５）ショートステイ

介護保険事業計画３．介護保険事業量の見込み参照

- (1 6) デイサービスセンター
介護保険事業計画 3 . 介護保険事業量の見込み参照

- (1 7) 訪問看護
介護保険事業計画 3 . 介護保険事業量の見込み参照

- (1 8) 訪問入浴
介護保険事業計画 3 . 介護保険事業量の見込み参照

- (1 9) 訪問リハビリテーション
介護保険事業計画 3 . 介護保険事業量の見込み参照

推進体制の整備

本計画を推進するに当たっては、まず、庁内推進体制の整備が挙げられます。具体的には、高齢者福祉総合条例の趣旨に基づき、計画された事業の進捗状況の点検と評価を行い計画の推進を図るため、他計画の推進体制と調整し、庁内の推進体制を整備していきます。

計画の進捗状況は、市報やホームページ等を通じて、広く市民に情報提供していきます。

また計画見直しの際には、市民参加による評価組織（計画策定委員会等）を立ち上げる他、実態調査・関係団体ヒアリング・市民意見交換会などの多様な手法を実施します。

